

宮 監 公 表 第 1 9 号
令 和 5 年 6 月 2 7 日

宮崎市監査委員	阪 元 勇
宮崎市監査委員	松 浦 史 典
宮崎市監査委員	上 田 武 広
宮崎市監査委員	函 師 勝 幸

定期監査措置状況の公表について

令和4年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
建設部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

令和4年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和4年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：建設部)

指摘事項及び意見の内容	措置状況
<p>【指摘事項】</p> <p>(道路維持課)</p> <p>(1) 令和3年度の江平自転車歩行者道線公衆便所給水栓取替修繕について、契約締結伺・支出負担行為書の決裁日より前に工事請書を徴し、契約締結していた。</p> <ul style="list-style-type: none">・契約締結伺・支出負担行為書 決裁日：令和4年1月11日・工事請書 令和4年1月7日 <p>(2) 令和3年度の宮脇通線外照明修繕(緊急修繕)に係る執行伺書について、予定価格が設定されていなかった。</p> <p>また、令和4年度の下北方通線外照明修繕(緊急修繕)に係る契約事務について、宮崎市財務規則第135条に定める予定価格書の作成を省略できる契約に該当しないにもかかわらず、予定価格書を作成していなかった。</p> <p>(3) 令和3年度及び令和4年度の緊急修繕に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第8号を適用して免除する場合は、同号に該当する理由を明示しておくべきところ、それがないまま免除していた。</p> <p>(令和3年度6件 令和4年度1件)</p> <p>また、令和4年度の生目台3号歩道橋保守点検業務委託(5回払)に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第6号を適用して免除できるのは、業務完了後に代金を支払う場合であるにもかかわらず、同号を適用し契約保証金を免除していた。</p> <p>(建築住宅課)</p> <p>(1) 令和4年度の宮崎市空き家等対策推進事業空き家相談対応業務に係る契約保証金について、宮崎市財務規則第105条第1項第3号適用により免除する場合は、契約案件と同種で、請負金</p>	<p>・令和5年4月から適用される新しい取扱いについて課内全職員に周知を行った。</p>

額の9割程度の額以上の実績が2件以上記載された委託業務履行届が必要であるにもかかわらず、9割に満たない契約案件が記載されたものを受領していた。

(2) 令和3年度及び令和4年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があった。

- ・市営住宅大塚台団地（ソフトバンク株式会社）のコンクリート柱（無線基地局）の使用料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「その他のもの」として算定し徴収していた。

令和3年度

【正】63円×1本+1,300円×1個
=1,363円

【誤】1,300円×4㎡
=5,200円

差額 3,837円

令和4年度

【正】62円×1本+1,200円×1個
=1,262円

【誤】1,200円×4㎡
=4,800円

差額 3,538円

- ・池内団地・大塚台団地・平和が丘団地（WirelessCityPlanning株式会社）のPHS及び高速無線通信用基地（自立式）の使用料について、「その他の柱類」と「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定すべきところ、「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として算定し徴収していた。

令和3年度

【正】(1,300円×4基×0.3)+(63円×4本)
=1,812円

【誤】1,300円×4基×0.3
=1,560円

差額 252円

令和4年度

【正】(1,200円×3基×0.3)+(62円×3本)
=1,266円

【誤】1,200円×3基×0.3
=1,080円

差額 186円

- ・飛江田団地ほか（西日本電信電話株式会社宮崎支店）の電話柱等の使用料について、宮崎市行政財産使用料条例第2条第2項第1号に基づく減免措置取扱要綱に該当しないにもかかわらず、減免しているものがあった。

・これまで占用面積で申請されていたことから、「その他のもの」で算定し許可していた。今後は現状に基づき「変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所」として本数及び個数で申請していただくよう相手方に説明し、申請内容に基づき処理を行った。

【現状に基づく算定】

62円×1本+1,200円×4個（バッテリー2、無線基地局2）
=4,862円

・差額については、相手方に算定誤りを説明し、不足分について納入を依頼。以下のとおり確認した。

令和3年度差額 252円

令和4年度差額 186円

⇒令和5年5月2日収入

また、管財課作成の「宮崎市行政財産目的外使用許可に関する取扱い基準」を用いて課内の関係職員で勉強会を開催し、理解を深めた。

・当該指摘について再度内容を精査したところ、以下のとおりであった。

令和3年度

【正】111,464円
(減免対象:支線92条、支柱17本)

【誤】111,401円
(減免対象:支線92条、支柱16本、
支線柱2本)

差額 63円

令和4年度

【正】110,035円
(減免対象:支線92条、支柱18本)

【誤】109,973円
(減免対象:支線92条、支柱17本、
支線柱2本)

差額 62円

・大坪団地・自由ヶ丘団地・権現団地(宮崎ガス宮崎支店)のガス管理設敷等の使用料算定について、宮崎市行政財産使用料条例第2条第2項に基づき宮崎市道路占用料条例の例により算定する際、同条例第3条には「占用物件の長さに0.01m未満の端数があるときはそれを切り捨てる」と規定されているにもかかわらず、1m未満を切り上げて計算していた。

令和3年度

【正】φ0.169m管 75円×1.5m=112円
φ0.216m管 110円×3.5m=385円
φ0.114m管 56円×3.5m=196円

令和3年度

【正】111,707円
(減免対象:支線86条、
支柱16本)

【誤】111,401円
(減免対象:支線92条、
支柱16本、支線柱2本)

差額 306円

令和4年度

【正】110,277円
(減免対象:支線86条、
支柱17本)

【誤】109,973円
(減免対象:支線92条、
支柱17本、支線柱2本)

差額 304円

・差額については、相手方に算定誤りを説明し、不足分について納入を依頼。以下のとおり確認した。

令和3年度差額 306円
令和4年度差額 304円
⇒令和5年5月19日収入

また、管財課作成の「宮崎市行政財産目的外使用許可に関する取扱い基準」を用いて課内の関係職員で勉強会を開催し、理解を深めた。

・差額については、相手方に算定誤りを説明し、以下のとおり還付を行った。

令和元年度から令和4年度までの差額 483円
⇒令和5年4月14日還付

※5年間遡及だが、平成30年度は算定誤りはなく還付対象ではな

<p>【誤】 φ0.169m管 75円×2.0m=150円 φ0.216m管 110円×4.0m=440円 φ0.114m管 56円×4.0m=224円 差額 121円 令和4年度</p> <p>【正】 φ0.169m管 74円×1.5m=111円 φ0.216m管 110円×3.5m=385円 φ0.114m管 55円×3.5m=192円</p> <p>【誤】 φ0.169m管 74円×2.0m=148円 φ0.216m管 110円×4.0m=440円 φ0.114m管 55円×4.0m=220円 差額 120円</p> <p>(3) 令和3年度の寺ノ下団地跡地不動産鑑定評価及び市営住宅浜子団地跡地不動産鑑定評価について、契約締結伺・支出負担行為書の決裁日より前に履行を開始していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・寺ノ下団地跡地 決裁日：令和3年5月9日 履行開始日：令和3年5月6日 ・市営住宅浜子団地跡地 決裁日：令和3年6月18日 履行開始日：令和3年6月17日 	<p>いため、今回は令和元年度から令和4年度までの4年分を還付。</p> <p>また、管財課作成の「宮崎市行政財産目的外使用許可に関する取扱い基準」を用いて課内の関係職員で勉強会を開催し、理解を深めた。</p> <p>・会計課作成の「庶務担当者実務研修資料」の内容を再度確認し、決裁後は速やかに決裁日を記載するよう課内全職員に周知した。</p>
--	--

令和5年5月25日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 清山 知憲

